**令和７年度**

**【No.13-２-３】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○指定共同生活援助**

**・ 外部サービス利用型**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号及び  FAX番号 |  |
| HP,Eメールアドレス |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点

　第１　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針・・・・・・・・・・　　２

第２　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準

　１　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数・・・・・・・　　４

　第３ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準・・・・・・　　８

　第４ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　２　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　３　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　４　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　　　５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　６　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　８　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　９ 入退居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

10　入退居の記録の記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

11　 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に

　求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

12 利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

13 利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

14 訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

15　外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針・・・・・・・・・・・・　２２

16　外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等・・・・・・・・・・・・・　２４

17　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

18　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

19　介護及び家事等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

20　社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

21　地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

22　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

23　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

24 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

25 受託居宅介護サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

26 運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

27 受託居宅介護サービス事業者への委託・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

28　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

29　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

30 支援体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

31　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

32　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

33　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

34　協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

35　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

36　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

37　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

38　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

39　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

40　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

41　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

42　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

43　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

44　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

45　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

（地域移行支援型ホーム）

　１　地域移行支援型ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

第５ 変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

　第６ 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

　２　共同生活援助サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

　２の２　　　外部サービス利用型共同生活援助サービス費・・・・・・・・・・　６８

　　　２の２の２　退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費・・・・・・・　７２

　　　２の３　受託居宅介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　　　２の３の２　人員配置体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　　　２の４　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０

　　　２の４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・　８２

　　　２の４の３　看護職員配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

　　　２の４の４　高次脳機能障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

　　　２の４の５　ピアサポート実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　　　２の４の６　退居後ピアサポート実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　　　２の５　夜間支援等体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

　　　２の６　医療的ケア対応支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

２の７　日中支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

２の８　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

　３　自立生活支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

　４　入院時支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

　４の２　長期入院時支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

　５　帰宅時支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

　６　長期帰宅時支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

　７　地域生活移行個別支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

　７の２　精神障害者地域移行特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

　８　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

９　通勤者生活支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

９の２　障害者支援施設等感染症対策向上加算・・・・・・・・・・・・・・・１０６

９の３　新興感染症等施設療養加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６

10　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・１１０

13 福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

指定共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定共同生活援助事業）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の意向,適性,障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し,これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに,その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の意思及び人格を尊重して,常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の人権の擁護,虐待の防止等のため,必要な体制の整備を行うとともに,その従業者に対し,研修を実施する等の措置を講じているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は,外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき,受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより,利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう,当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において,相談,入浴,排泄若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録 | 法第43条  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第213条の13 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第２ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準  １　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数  （１）世話人  （２）サービス管理責任者 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は,次のとおりになっているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに,常勤換算方法で,利用者の数を６で除した数以上となっているか。  （ただし,平成26年４月１日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については,当分の間,常勤換算方法で,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除した数以上となっているか。）  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに,①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ,それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が30以下　1以上  ②　利用者の数が31以上　1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

○　指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより，当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は，当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項，同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合，30時間以上の勤務で，常勤換算方法での計算に当たり，常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし，１として取り扱うことを可能とする。

＜平18障発第1206001号第二２(1)＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| * 「世話人及び生活支援員の要件」   ・　世話人及び生活支援員は，障害者の福祉の増進に熱意があり，障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。  ・　世話人及び生活支援員は，事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて，一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として，夜間時間帯を設定するものとし，当該夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保する。  ＜平18障発第1206001号第十三１(3)＞  ○　「勤務延べ時間数」  　　勤務表上，サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数  ＜平18障発第1206001号第二２(2)＞  ○　指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については，当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。（ただし，当該事業所における入居定員が20人以上である場合については，できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。）  ＜平18障発第1206001号第十五１(5)＞ | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数が分か書類(実績表等)  ○同上 | 法第43条第１項  平18厚令171第213条の14  第１項  平18厚令171第213条の14  第１項第１号  平18厚令171第213条の４  第１項第３号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （３）利用者数の算定  （４）職務の専従  （５）管理者 | （１）から（２）の利用者の数は，前年度の平均値となっているか。  　ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。  　（１）から（２）に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は，専ら当外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  ①　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  　　　（ただし，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ，又は他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　兼務が認められる場合  ・　当該指定共同生活事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ・　当該指定共同生活事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定共同生活援助事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合  ＜平18障発第1206001号第四１(7)①＞ | ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）  ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○管理者の勤務実績表(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証，研修終了証等） | 平18厚令171第213条の14  第２項  平18厚令171第213条の14  第３項  平18厚令171第213条の15  準用（第209条第１項）  平18厚令171第213条の15  準用（第209条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準 | ①　外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり，かつ，入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。  ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は，１以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②，④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし，当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上となっているか。  ③　共同生活住居の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。  ④　共同生活住居は，その入居定員は２人以上10人以下となっているか。  ただし，既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては，当該共同生活住居の入居定員は２人以上20人（県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。  ⑤　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって，県知事が特に必要があると認めるときは，④の規定にかかわらず，当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし，当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「共同生活住居」とは，複数の居室に加え，居間，食堂，便所，浴室等を共有する１つの建物をいう。  マンション等の建物で複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸は，当該住戸を共同生活住居として捉える。  ワンルームタイプなど，これに該当しない住戸については，建物内の複数の住戸を共同生活住居として定める。  その場合には，共同生活住居の趣旨を踏まえ，利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下，共同して暮らせる環境作りなど配慮する。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)①＞  ○　共同生活住居の配置，構造及び設備については，例えば，車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等，利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)②＞ | ○建物の周辺図  ○平面図  　【目視】  ○平面図  　【目視】  ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○平面図  　【目視】  ○同上 | 法第43条第２項  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第１項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第２項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第３項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第４項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ⑥　共同生活住居は，１以上のユニットを有するほか，日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。  ⑦　ユニットの入居定員は，２人以上10人以下となっているか。  ⑧　ユニットには，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。  　　ア １の居室の定員は，１人とすること。  　　　　（ただし，利用者のサービス提供上必要と認められる場合は，２人とすることができる。）  　イ　１の居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  ⑨　サテライト型住居の基準は，次のとおりとなっているか。  　　ア 入居定員を１人とすること。  　イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。  　ウ　居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  （経過措置）  （１）平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，第３の①の規定にかかわらず，当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「ユニット」とは，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいう。  共同生活住居については，１以上のユニットを設けるほか，原則として，風呂，トイレ，洗面所，台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。  ただし，利用者に対して，適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(4)＞  ○　居室とは，廊下，居間等につながる出入口があり，他の居室とは明確に区分されているものをいい，単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし，一般の住宅を改修している場合など，建物の構造上，各居室間がふすま等で仕切られている場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号  第十五２(4)⑤＞ | ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○平面図  【目視】  ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○同上 | 平18厚令171第213条の16  準用（第210条第６項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第７項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第８項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第９項）  平18厚令171附則第12条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第４　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，施行日において現に存する共同生活援助事業所において，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には，当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については，第11の⑦及び⑧の規定にかかわらず，平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第２項及び第３項に定める基準によることができる。  （３）施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム，精神障害者生活訓練施設，指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホ－ム（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について，第７の規定を適用する場合においては，当分の間，第11の⑦中「２人以上10人以下」とあるのは「２人以上30人以下」とし，第11の⑧のイの規定は，旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き，当分の間，適用しない。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容，受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  記載内容  　① 経営者名及び主たる事務所の所在地② 指定共同生活援助の内容  ③ 利用者が支払うべき額に関する事項④ 提供開始年月日  ⑤ 苦情を受け付けるための窓口  ＜平18障発第1206001号第十五３(3)準用（平18障発第1206001号第三３(1))＞ | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面 | 平18厚令171附則第18条  平18厚令171附則第19条  法第43条第２項  平18厚令171第213条の17  第１項  平18厚令171第213条の17  第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　提供拒否の禁止  ３　連絡調整に対する協力  ４　受給資格の確認  ５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助  ６　心身の状況等の把  　握 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，正当な理由がなく，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有・無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第三３(7)②＞ | ○受給者証(写)  ○アセスメント記録  ○ケース記録 | 平18厚令171第213条の22  　準用（第11条）  平18厚令171第213条の22  　準用（第12条）  平18厚令171第213条の22  　準用（第14条）  平18厚令171第213条の22  　準用（第15条第１項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第15条第２項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第16条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ８　サービスの提供の記録  ９　入退居 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は,当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日,内容その他必要な事項を記録しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,（１）の規定による記録に際しては,支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助は,共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用申込者の入居に際しては,その者の心身の状況,生活歴,病歴等の把握に努めているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の退居の際は,利用者の希望を踏まえた上で,退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し,退居に必要な援助を行い,又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の退居に際しては,利用者に対し,適切な援助を行うとともに,保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　記録事項  　　当該指定共同生活援助の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては，後日一括して記録することも差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第四３(2)①＞ | ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○同上  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○アセスメント記録  ○個別支援計画  ○アセスメント記録  ○ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の記録  ○ケース記録  ○サービス提供の記録  ○他サービスとの連携状況が分かる書類（ケース記録，サービス提供の記録等） | 平18厚令171第213条の22  　準用（第17条第１項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第17条第２項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第53条の２第１項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第53条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第４項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　入退居の記録の記載等  11　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  12　利用者負担額等の受領 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，入居者の入居又は退居に際しては，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称，入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし，12の（１）から（３）までに掲げる支払については，この限りではない。）  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であることを要する。  ＜平18障発第1206001号第三３(10)①＞  ○　法定代理受領サービスとして提供される指定共同生活援助についての利用者負担額として，厚生労働大臣が定める額の支払を受けなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)①＞  ○　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，サービス費用基準額（その額が現に当該共同生活援助に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該共同生活援助に要した費用の額）の支払を受ける。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)②＞ | ○受給者証（写）  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上 | 平18厚令171第213条の22  準用（第210の３第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の３第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第20条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第20条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額に係る管理 | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，（１）及び（２）の支払を受ける額のほか，外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  ①　食材料費  ②　家賃(障害者総合支援法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第２項において準用する同法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は，当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第２項において準用する同法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)  ③　光熱水費  ④　日用品費  ⑤　①から④のほか，外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○請求書  ○領収書  ○領収書  ○重要事項説明書  ○利用者負担額  上限額管理通知（控） | 平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第５項）  平18厚令171第213条の22  準用（第170条の２第1項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　訓練等給付費の額に係る通知等  15　外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針 | （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき,利用者が地域において日常生活を営むことができるよう,当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて,その者の支援を適切に行うとともに,外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう,利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の利用者への交付  　　利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(13)②＞ | ○通知(写)  ○サービス提供証明書（控）  ○共同生活援助計画（利用者ごと）  ○実績記録など | 平18厚令171第213条の22  準用（第170条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第23条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第23条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16　外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等 | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には,外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき,当該利用者が,継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに,継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては,懇切丁寧を旨とし,利用者又はその家族に対し,支援上必要な事項について,理解しやすいように説明を行っているか。  （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い,常にその改善を図っているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は,サービス管理責任者に外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。  （２）サービス管理責任者は,外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては,適切な方法により,利用者について,その有する能力,その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに,利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ,利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス管理責任者は，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて，共同生活援助計画の原案を作成し，以下の手順により共同生活援助）計画に基づく支援を実施するものである。  　ア　利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し，共同生活援助計画の原案について意見を求めること  　イ　当該共同生活援助計画の原案の内容について，利用者及びその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得ること  　ウ　利用者へ当該共同生活援助計画を交付すること  　エ　当該共同生活援助計画の実施状況の把握及び計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ，必要に応じて共同生活援助計画の変更を行う必要があること。）を行うこと  ＜平18障発第1206001号第四３(7)②＞ | ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果  の記録  ○共同生活援助計画  ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第５項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （３）アセスメントに当たっては,利用者が自ら意思を決定することに困難を抱えている場合には,適切に意思決定の支援を行うため,当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  （４）アセスメントに当たっては,利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において,サービス管理責任者は,面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し,理解を得ているか。  （５）サービス管理責任者は,アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき,利用者及びその家族の生活に対する意向,総合的な支援の方針,生活全般の質を向上させるための課題,外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期,外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。  （６）サービス管理責任者は,外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する共同生活援助計画担当者等を招集して行う会議をいい,テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し,当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに,共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。  （７）サービス管理責任者は,（５）に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し,文書により利用者の同意を得ているか。  （８）サービス管理責任者は,外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には,当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者に交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○同上  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○同上  ○利用者及び指定特定相談支援事業者に交付した記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第58条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第５項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第６項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第７項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第８項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　サービス管理責任者の責務  18　相談及び援助 | （９）サービス管理責任者は,外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後,外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）)を行うとともに,少なくとも6月に1回以上,外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い,必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。  （10）サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  （11）外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合，（２）から（８）に準じて取り扱っているか。  （１）サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  ①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の身体及び精神の状況，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の身体及び精神の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。  ③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。  ④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  （２）サービス管理責任者は,業務を行うに当たっては,利用者の自己決定の尊重を原則とした上で,利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には,適切に利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)から(8)に掲げる確認資料  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○指定生活介護事業所等との連絡調整した記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第58条第９項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第10項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第11項）  平18厚令171第213条の22準用（第210条の６第１項）  平18厚令171第213条の22準用（第210条の６第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第60条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 19　介護及び家事等  20　社会生活上の便宜の供与等  21　地域との連携 | （１）介護は,利用者の身体及び精神の状況に応じ,利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう,適切な技術をもって行っているか。  （２）調理,洗濯その他の家事等は,原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その利用者に対して,利用者の負担により,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者について,指定生活介護事業所等との連絡調整,余暇活動の支援等に努めているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について,その者又はその家族が行うことが困難である場合は,その者の同意を得て代わって行っているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,常に利用者の家族との連携を図るとともに,利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては,地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては,利用者及びその家族,地域住民の代表者,共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下21において「地域連携推進会議」という。）を開催し,おおむね一年に一回以上,地域連携推進会議において,事業の運営に係る状況を報告するとともに,必要な要望,助言等を聴く機会を設けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者が従業者と，良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。  　指定共同生活援助事業者の負担により，居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第十五３(5)②③＞  ○　(3)については，「平18厚令171附則第18条の２により，一部除外規定あり  ○　利用者が充実した日常生活が営めるよう，利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や，手続等の代行，家族との連携等，余暇活動等の社会生活上の支援を行うこと。  　　金銭に係る代行手続については書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度，本人に確認を得るものとする。  ＜平18障発第1206001号第十五３(6)①＞ | ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○業務日誌等  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○業務日誌等 | 平18厚令171第213条の22  準用（第211条１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条の２第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条の２第３項）  平18厚令171  第210条の７第１項  平18厚令171  第210条の７第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 22　緊急時等の対応  23　支給決定障害者に関する市町村への通知  24　管理者の責務 | （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,地域連携推進会議の開催のほか,おおむね一年に一回以上,当該地域連携推進会議の構成員が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,（２）の報告,要望,助言等についての記録を作成するとともに,当該記録を公表しているか。  （５）（２）から（４）までに掲げる規定において,外部サービス利用型指定共同生活援助事業者がその提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として県知事が定めるものを講じている場合には適用しない。  従業者は，現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第14章第６節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　法第８条第１項の規定により，市町村は，偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは，その者から，その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ，指定共同生活援助事業者は，自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく，意見を付して市町村に通知しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第四３(14)＞ | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿 | 平18厚令171  第210条の７第３項  平18厚令171  第210条の７第４項  平18厚令171  第210条の７第５項  平18厚令171第213条の22  準用（第28条）  平18厚令171第213条の22  準用（第88条）  平18厚令171第213条の22  準用（第66条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第66条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 25　受託居宅介護サービスの提供  26　運営規程 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき,受託居宅介護サービス事業者により,適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう,必要な措置を講じているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては,提供した日時,時間,具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　入居定員  　④　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑤　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地  　⑥　入居に当たっての留意事項  　⑦　緊急時等における対応方法  　⑧　非常災害対策  　⑨　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑩　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑪　その他運営に関する重要事項  ※　指定共同生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，例えば，外部サービス利用型事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し，利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達，外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう，協議等を行うことである。  ＜平18障発第1206001号第十五５(3)②ア＞  ○　③の入居定員は，ユニットごとの入居定員，共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり，それぞれ運営規程に定めなければならない。  　　④の指定共同生活援助の内容は，利用者に対する相談援助，入浴，排せつ及び食事等の介護，健康管理，金銭の管理に係る支援，余暇活動の支援，緊急時の対応，就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。  ＜平18障発第1206001号第十五  ３(7)②③＞  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する担当者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等など）  　オ　基準第40条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  ＜平18障発第1206001号第三３(20)⑥＞  ○　世話人，生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制，常勤・非常勤の別，管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。  　　また，指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から，共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど，支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこと。  ＜平18障発第1206001号第十五３(8)①＞ | ○運営規程 | 平18厚令171第213条の18  第１項  平18厚令171第213条の18  第２項  平18厚令171第213条の19 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 27　受託居宅介護サービス事業者への委託  28 勤務体制の確保  等 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が,受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは,受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。  （２）受託居宅介護サービス事業者は,指定居宅介護事業者となっているか。  （３）受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,事業の開始に当たっては,あらかじめ,指定居宅介護事業者と,（1）に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。  （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,受託居宅介護サービス事業者に,業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。  （６）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し,その結果等を記録しているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者に対し,適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう,外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに,従業者の勤務の体制を定めているか。  （２）(1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては,利用者が安心して日常生活を送ることができるよう,継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,従業者の資質の向上のために,その研修の機会を確保しているか。  （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から,職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　整備省令第５条による経過措置(設備・運営に関する基準関係)として，整備省令附則第３条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と見なされたものについては，整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は，必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく，受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。(「共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」(H26.２.28 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡) | ○業務委託契約書  ○従業者の勤務表  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○委託契約書  ○業務報告書  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | 平18厚令171第213条の20  第１項  平18厚令171第213条の20  第２項  平18厚令171第213条の20  第３項  平18厚令171第213条の20  第４項  平18厚令171第213条の20  第５項  平18厚令171第213条の20  第６項  平18厚令171第213条の21  第１項  平18厚令171第213条の21  第２項  平18厚令171第213条の21  第３項  平18厚令171第213条の21  第４項  平18厚令171第213条の21  第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 29　業務継続計画の策定等  30　支援体制の確保  31　定員の遵守 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,感染症や非常災害の発生時において,利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助提供を継続的に実施するための,及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し,当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,従業者に対し,業務継続計画について周知するとともに,必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,定期的に業務継続計画の見直しを行い,必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務）  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう，他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。  　（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ○　サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，地方公共団体や社会福祉法人等であって，障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により，支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五３(9)＞ | | | ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類  ○支援体制表  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等 | 平18厚令171第213条の22  準用（第33条の２第１項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の22  準用（第33条の２第２項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の22準用（第33条の２第３項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の２）  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の３） | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| 32　非常災害対策  33 衛生管理等守 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに,非常災害に関する具体的計画を立て,非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し,それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,非常災害に備えるため,定期的に避難,救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,（２）の訓練の実施に当たって,地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の使用する設備及び飲用に供する水について,衛生的な管理に努め,又は衛生上必要な措置を講ずるとともに,健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し,又はまん延しないように,次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において,従業者に対し,感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務） | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ○　消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  　　消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定し，これに基づく消防業務を消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  　　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  指定共同生活援助事業者が前項に規定する避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり，そのためには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。  ＜平18障発第1206001号第四３(19)  ②③④⑤＞  ○　①　指定共同生活援助事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。  ②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策，新型コロナウイルス感染症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  ③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)①＞ | | | ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類  ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○同上  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第70条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第70条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第70条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第90条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第90条第２項）  令３厚令10附則第４条 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基準第71 条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），事務長，医師，看護職員，生活支援員，栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお，感染対策委員会は，運営委員会など指定共同生活援助事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが，関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また，指定共同生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定共同生活援助事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては，指定共同生活援助事業所内の衛生管理（環境の整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等），日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，医療処置，行政への報告等が想定される。また，発生時における指定共同生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また，研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定共同生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指共同生活援助事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)②＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 34　協力医療機関等  35　掲示 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者の病状の急変等に備えるため,あらかじめ,協力医療機関を定めているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,あらかじめ,協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第２種協定指定医療機関との間で,新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症,同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症。（４）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には,当該第２種協定医療機関との間で,新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，これらの事項を記載した書面を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　協力医療機関及び協力歯科医療機関は，当該事業所から近距離にあることが望ましい。  共同生活住居の利用者における新興感染症の発生時等に，感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）法第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。取り決めの内容としては，流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から６か月程度経過後）において，共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に，相談,診療，入院の要否の判断，入院調整等を行うことが想定される。なお，第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。  協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には，当該協力機関との間で，新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果，当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが，当該協力医療機関とは日頃から連携しており，新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから，取り決めまで行うことが望ましい。  ＜平18障発第1206001号第十五３(11)＞  35 掲示  ○　①　基準第３条第１項は，指定共同生活援助事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有・無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定共同生活援助事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定共同生活援助事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(25)＞ | ○協力医療機関等との契約書  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物  ○運営規程  ○勤務体制表  ○その他重要事項  (現場確認) | 平18厚令171第213条の22  準用（第212条の４項第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の４項第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の４項第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の４項第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第92条第１項・第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 36　身体拘束等の禁止 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては,利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き,身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,やむを得ず身体拘束等を行う場合には,その様態及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,身体拘束等の適正化を図るため,次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し,身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第35条の２第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第35条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第35条の２第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第三３(26)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 37　秘密保持等  38　情報の提供等  39　利益供与等の禁止 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,従業者及び管理者であった者が,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう,必要な措置を講じているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して,利用者又はその家族に関する情報を提供する際は,あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が,適切かつ円滑に利用することができるように,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては,その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し,利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として,金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から,利用者又はその家族を紹介することの対償として,金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助事業者は，当該事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。  　　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定共同生活援助事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(27)②③＞  ○　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(28)①＞  ○　利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三3(28)②＞ | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令171第213条の22  準用（第36条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第36条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第36条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第37条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第37条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第38条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第38条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　苦情解決 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために,苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,（１）の苦情を受け付けた場合には,当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し,法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ,及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに,市町村から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し,法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録,帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ,及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに,県知事から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し,法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ,及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに,県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,県知事,市町村又は市町村長から求めがあった場合には,（３）から（５）までの改善の内容を県知事,市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上，当該措置の概要について，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示することが望ましい。  　　苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録すること。  　　住民に最も身近な行政庁である市町村が，サービスに関する苦情について調査や指導，助言を行うことになるが，指定共同生活援助事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ＜平18障発第1206001号第三３(29)  ①②③＞  ○　社会福祉法上，県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行う。  ＜平18障発第1206001号第三３(29)④＞ | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 平18厚令171第213条の22  準用（第39条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第５項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第６項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第７項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 41　事故発生時の対  応  42　虐待の防止 | （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は,県,市町村,当該利用者の家族等に連絡を行うとともに,必要な措置を講じているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,事故の状況及び事故に際して採った処置について,記録しているか。  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は,損害賠償を速やかに行っているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,虐待の発生又はその再発を防止するため,次に掲げる措置を講じているか。  ①　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに,その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において,従業者に対し,虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　留意点  　①　利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定共同生活援助事業者が定めておくことが望ましいこと。  　②　指定共同生活援助事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  　③　指定共同生活援助事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）。  ＜平18障発第1206001号第三３(30)＞ | ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第40条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第40条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第40条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第40条の２）  令３厚令10附則第２条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第第１項の虐待防止委員会の役割は，  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修，労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり，指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合，事案検証の上，再発防止策を検討，実行）  の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては，構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり，虐待防止委員会の構成員には，利用者やその家族，専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが，委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお，虐待防止委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが，身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，虐待の防止のための対策について，事業所全体で情報共有し，今後の未然防止，再発防止につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には，次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合，当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，虐待の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，虐待の発生時の状況等を分析し，虐待の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに，当該様式に従い作成された内容を集計，報告し，分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に，その効果について検証すること。  ②　指定共同生活援助事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条同項第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては，虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，指針を作成した事業所においては当該指針に基づき，虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し，定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である，なお，研修の実施は，施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条同項第３号の虐待防止のための担当者については，サービス提供責任者等を配置すること。  ＜平18障発第1206001号第三３(31)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 43　会計の区分  44　記録の整備  45　電磁的記録等 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  ①　外部サービス利用型共同生活援助計画  ②　サービスの提供の記録  ③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　身体拘束等の記録  ⑤　苦情の内容等の記録  ⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は４の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第213条の22  準用（第41条）  平18厚令171第213条の22  準用（第75条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第75条第２項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| １　地域移行支援型ホーム  （１）地域移行支援型ホームの特例  （２）共同生活住居の構造等  （３）外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間  （４）外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針 | （地域移行支援型ホーム）  ①　次のいずれにも該当するものとして県知事が認めた場合においては，令和７年３月31日までの間，第３の①の規定にかかわらず，病院の敷地内の建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。  　　ア　当該県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における外部サービス利用型指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において，県障害福祉計画において定める当該県又は当該区域の外部サービス利用型指定共同生活援助の必要な量に満たない県又は区域内において事業を行うものであるか。  　イ　当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。    ②　①の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第11の②から⑨までの規定を適用する場合においては，②中「４人以上」とあるのは「４人以上30人以下」とする。  地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は，その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。  　地域移行支援型ホーム事業者は，利用者に対し，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合，原則として２年以内とされているか。  　地域移行支援型ホーム事業者は，入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに，当該利用者が入居の日から(3)に定める期間内に住宅等に移行できるよう，適切な支援を行っているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  ある・ない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　病院の定員の削減数の範囲内で，地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。  ＜平18障発第1206001号第十八１(3)＞  ○　共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用としないこと。  ＜平18障発第1206001号第十八１の２＞  ○　提供期間の延長は，市町村審査会における個別の判断により，提供期間の延長が例外的に認められる。  ＜平18障発第1206001号第十八２＞  ○　原則として２年の間に，一般住宅等へ移行できるよう，他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ，計画的な支援を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第十八３(2)＞ |  | 平18厚令171  附則第７条第１項  平18厚令171  附則第７条第１項第１号  平17法123第89条  第１項，第２項第２号  平18厚令171  附則第７条第１項第２号  平18厚令171  附則第７条第２項  平18厚令171  附則第７条の２  平18厚令171附則第８条  平18厚令171附則第９条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第５　変更の届出等  第６ 介護給付費又は  訓練等給付費の算  定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり，絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。 | ○変更届（控）  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上 | 法第46条第１項  施行規則第34条の23    法第46条第２項  施行規則第34条の23    法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　共同生活援助サービス費 | （１）共同生活援助サービス費（Ⅰ）については，障害者（身体障害者にあっては，65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り，地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあっては，当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において，精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。（３）において同じ。）（（３）に規定する障害者を除く。）に対し，指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２）令和９年３月31日までの間，指定共同生活援助事業所において，個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し，指定共同生活援助を行った場合にあっては，（１）にかかわらず，次のアからウまでの場合に応じ，それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。  　　　また，これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。  ア 区分6 369単位  イ 区分5 306単位  ウ 区分4 270単位  （３）共同生活援助サービス費（Ⅱ）については，一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し，指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に，障害支援区分に応じ，年50日以内に限り，1日につき所定単位数を算定しているか。    （４）共同生活援助サービス費（(2)に規定する場合を含む。）の算定に当たって，次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  （ただし，③及び⑤に該当する場合にあっては，③に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を，④及び⑤に該当する場合にあっては，④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。）  ①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  ②　指定共同生活援助の提供に当たって，共同生活援助計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が3月未満の場合  　　100分の70  イ　作成されていない期間が3月以上の場合  　　100分の50 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第15の１の注１  平18厚告523  別表第15の１の注２  平18厚告523  別表第15の１の注３  平18厚告523  別表第15の１の注４  平18厚告523  別表第15の1の注４の(1)  平18厚告550の十  平18厚告523  別表第15の1の注４の（2） |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| （情報公表未報告減算）  （業務継続計画未策定減算）  ※令和７年４月１日から適用  （身体拘束廃止未実施減算）  （虐待防止措置未実施減算） | ③　共同生活住居の入居定員が8人以上である場合  　　　　100分の95  ④　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合  　　　　100分の93  ⑤　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合　100分の95  （５）法第76の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （６）第４の28の⑴（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （７）第４の34の（２）又は（３）（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （８）第４の40（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （９）利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（（２）の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（（２）の適用を受けている間に限る。）を除く。）は，共同生活援助サービス費を算定していないか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○業務継続計画  ○第４の34の（2）又は（3）の関係書類等  ○第４の40の関係書類等  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523  別表第15の1の注４の（3）  平18厚告523  別表第15の1の注４の（4）  平18厚告523  別表第15の1の注４の（5）  平18厚告523  別表第15の１の注５  平18厚告523  別表第15の１の注６  平18厚告523  別表第15の１の注７  平18厚告523  別表第15の１の注８  平18厚告523  別表第15の１の注９ | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| ２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費 | （１）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）については，障害者（身体障害者にあっては，65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り，地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあっては，当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。（２）及び（３）において同じ。）（（３）に規定する障害者を除く。）に対し，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，基本サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については，障害者（（３）に規定する障害者を除く。）に対し，（１）に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第４条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において，基本サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （３）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については，一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し，基本サービス（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に，年50日以内に限り，１日につき所定単位数を算定しているか。  （４）外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって，次の①から④までのいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の２の２の注１  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注２  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注３  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注４  平18厚告523別表第15の１の２の２の注４の(1)  平18厚告550の十一 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （情報公表未報告減算）  （業務継続計画未策定減算）  ※令和７年４月１日から適用  （身体拘束廃止未実施減算）  （虐待防止措置未実  施減算） | ②　基本サービスの提供に当たって，外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が3月未満の場合100分の70  イ　作成されていない期間が3月以上の場合100分の50  ③　共同生活住居の入居定員が8人以上である場合  　100分の90  ④　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合  　100分の87  （５）法第76の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （６）第12の29の（１）（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （７）第12の36の（２）又は（３）（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （８）第12の42（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （９）利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は，外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○業務継続計画  ○第12の36の（2）又は（3）の関係書類等  ○第12の42の関係書類等  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表第15の１の２の２の注４の(2)  平18厚告523別表第15の１の２の２の注４の(3)  平18厚告523別表第15の１の２の２の注４の(4)  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注５  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注６  平18厚告523別表  第15の1の２の２の注７  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注８  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注９ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の２の２　退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費  ２の３ 受託居宅介護サービス費  ２の３の２　人員配置体制加算 | 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所の従業者が，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について２のイの自立生活支援加算(Ⅰ)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)が算定されていた者に限る。）に対し，当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り，１月につき所定単位数を算定しているか。  ただし，３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては，退居の日の属する月から６月以内の期間に限り，１月につき所定単位数を算定できるものとしているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分２以上に該当する利用者に限る。）に対して，受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に，現に要した時間ではなく，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において，外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  （１）人員配置体制加算（Ⅰ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において，利用者に対し，指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この１の３の２において同じ。）に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○同上  ○同上  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523  別表第15の１の２の４の注  平18厚告523別表  第15の１の３の注  平18厚告523別表  第15の１の３の２の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （２）人員配置体制加算（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において，利用者に対し，指定共同生活援助の提供を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，（１）を算定している場合は，算定しない。  （３）人員配置体制加算（Ⅲ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において，令和９年３月31日までの間，指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し，指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし，（１）又は（２）を算定している場合は，算定しない。  （４）人員配置体制加算（Ⅳ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において，令和９年３月31日までの間，指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し，指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし，（１）から（３）までを算定している場合は，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の３の２の注２  平18厚告523別表  第15の１の３の２の注３  平18厚告523別表  第15の１の３の２の注４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （５）人員配置体制加算（Ⅴ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，利用者に対して，日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  （６）人員配置体制加算（Ⅵ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，利用者に対して，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，（５）を算定している場合は，算定しない。  （７）人員配置体制加算（Ⅶ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，（５）又は（６）を算定している場合は，算定しない。  （８）人員配置体制加算（Ⅷ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，（５）から（７）までを算定している場合は，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の３の２の注５  平18厚告523別表  第15の１の３の２の注６  平18厚告523別表  第15の１の３の２の注７  平18厚告523別表  第15の１の３の２の注８ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （９）人員配置体制加算（Ⅸ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，令和９年３月31日までの間，指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし，（５）から（８）までを算定している場合は，算定しない。  （10）人員配置体制加算（Ⅹ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，令和９年３月31日までの間，指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし，（５）から（９）までを算定している場合は，算定しない。  （11）人員配置体制加算（Ⅺ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，令和９年３月31日までの間，指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって，日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし，（５）から（10）までを算定している場合は，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表第15の１の３の２の注９  平18厚告523別表第15の１の３の２の注10  平18厚告523別表第15の１の３の２の注11 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の４ 福祉専門職員配置等加算 | （12）人員配置体制加算（Ⅻ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，令和９年３月31日までの間，指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって，日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について，所要時間が８時間以上である場合にあっては，所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ただし，（５）から（12）までを算定している場合は，算定しない。  （13）人員配置体制加算（XⅢ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のロの(1)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，利用者に対し，外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算する。  （14）人員配置体制加算（XⅣ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のロの(2)に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，利用者に対し，外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，（13）を算定している場合は，算定しない。  （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については，世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定共同生活援助事業所等）において，指定共同生活援助，日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助等）を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表第15の１の３の２の注12  平18厚告523別表第15の１の３の２の注13  平18厚告523別表第15の１の３の２の注14  平18厚告523別表第15の１の４の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の４の２ 視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算 | （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については，世話人等として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位を加算しているか。  　　　ただし，この場合において，(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は，算定しない。  （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は，算定しない。  ①　世話人等として配置されている従業者のうち，常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　世話人等として常勤で配置されている従業者のうち，３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  （１）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については，視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者数に２を乗じて得た数とする。⑵について同じ。）が，当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，第２の１に定める人員配置に加え，常勤換算方法で当該指定共同生活援助等の，利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第15の１の４の注２  平18厚告523  別表第15の１の４の注３  平18厚告523別表  第15の１の４の２の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の４の３ 看護職員配置加算  ２の４の４　高次脳機能障害者支援体制加算 | （２）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については，視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が，当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，第２の１に定める人員配置に加え，常勤換算方法で当該指定共同生活援助等の，利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え，看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハに定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の４の２の注２  平18厚告523別表  第15の１の４の３の注  平18厚告523別表  第15の１の４の４の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の４の５　ピアサ  ポート実施加算  （介護サービス包括  型，外部サービス利  用型）  ２の４の６　退居後  ピアサポート実施  加算  （介護サービス包括  型，外部サービス利  用型） | 次の①から③までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，法第４条第１項に規定する障害者（以下この注及び２の４の６において単に「障害者」という。）又は障害者であったと県知事が認める者（以下この注及び２の４の６において「障害者等」という。）である従業者であって，障害者ピアサポート研修修了者であるものが，その経験に基づき，利用者に対して相談援助を行った場合に，当該相談援助を受けた利用者の数に応じ，１月につき所定単位数を加算しているか。  ①　３の（３）の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。  ②　障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。  ③　②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより，当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し，障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  次の①から③までのいずれにも該当するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，障害者等である従業者であって，障害者ピアサポート研修修了者であるものが，その経験に基づき，利用者に対して相談援助を行った場合に，当該相談援助を受けた利用者の数に応じ，１月につき所定単位数を加算しているか。  ①　２の２の３の退居後共同生活援助サービス費又は２の２の４の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。  ②　障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。  ③　②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより，当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し，障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の４の５の注  平18厚告523別表  第15の１の４の６の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の５ 夜間支援等体制加算  （介護サービス包括  型，外部サービス利  用型） | （１）夜間支援等体制加算（Ⅰ）については，夜勤を行う夜間支援従事者を配置し，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）夜間支援等体制加算（Ⅱ）については，宿直を行う夜間支援従事者を配置し，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて，定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については，算定しない。  （３）夜間支援等体制加算（Ⅲ）については，夜間及び深夜の時間帯を通じて，利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に，利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう，常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は(2)の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については，算定しない。  （４）夜間支援等体制加算（Ⅳ）については，夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し，共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従業者を1名配置しているものに限る。以下（５）及び（６）にお家同じ。）を巡回させることにより，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の５の注１  平18厚告523別表  第15の１の５の注２  平18厚告523別表  第15の１の５の注３  平18厚告523別表  第15の１の５の注４ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （５）夜間支援等体制加算（Ⅴ）については，夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し，共同生活住居を巡回させることにより，利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については，加算しない。  （６）夜間支援等体制加算（Ⅵ）については，夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し，共同生活住居を巡回させることにより，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて，定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，夜間支援等体制加算（Ⅳ）又は夜間支援等体制加算（Ⅴ）の算定対象となる利用者については，加算しない。 | | | いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の５の注５  平18厚告523別表  第15の１の５の注６ | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | 自 己 評 価 | | |
| ２の７　医療的ケア対応支援加算  ２の８ 日中支援加算  （介護サービス包括  型，外部サービス利  用型）  ２の９　集中的支援加算 | 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え，看護職員を常勤換算方法で1以上配置するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の二に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は，加算しない。  （１）日中支援加算（Ⅰ）については，指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が，高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分４上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して，共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，日中に支援を行った場合に，日中支援対象利用者の数に応じ，１につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定共同生活援助事業所にあっては，日曜日，土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については，算定しない。  （２）日中支援加算（Ⅱ）については，指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分２以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が，生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに，当該利用者に対して日中に支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）集中的支援加算（Ⅰ）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の一の二に定める者の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，又はテレビ電話装置等を活用して，当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523別表  第15の１の７の注  平18厚告556の五の二  平18厚告523別表  第15の１の８の注１  平18厚告523別表  第15の１の８の注２  平18厚告523別表  第15の１の９の注１ | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　自立生活支援加算 | （２）集中的支援加算（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の一の二に定める者の状態が悪化した場合において，強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が，集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ，当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）自立生活支援加算（Ⅰ）については，居宅における単身等での生活を本人が希望し，かつ，単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。（３）を除き，以下この３において同じ。）の退居に向けて，指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が，共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この（１）において単に「計画」という。）を見直した上で，当該利用者に対して，退居後の生活について相談援助を行い，かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に，計画の見直しを行った日の属する月から起算して６月以内の期間（当該利用者が退居した場合には，退居した日の属する月までの期間）に限り，１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。  ただし，当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては，算定していないか。  （２）自立生活支援加算（Ⅱ）については，居宅における単身等での生活を本人が希望し，かつ，単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が，日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で，当該利用者に対して，退居後の生活について相談援助を行い，かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に，入居中２回を限度として所定単位数を加算し，当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に，退居後１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，当該利用者が，退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては，算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523別表  第15の１の９の注２  平18厚告523別表  第15の２の注１  平18厚告523別表  第15の２の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　入院時支援特別加算 | （３）自立生活支援加算（Ⅲ）については，居宅における単身等での生活を本人が希望し，かつ，単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のヘに定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が，退居後の生活について相談援助を行い，かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （４）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十の二に定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，（１）を算定しているものにおいて，住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して，１月に１回以上，利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に，更に１月につき35単位を加算しているか。  （５）指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，（１）を算定しているものが，当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て，当該利用者に対して，住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して，居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で，協議会又は保健，医療及び福祉関係者による協議の場に対し，当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に，当該利用者１人につき１月に１回を限度として，更に500単位を加算しているか。  家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に，第２の１の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，共同生活援助計画，日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき，当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し，当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に，１月に１回を限度として，入院期間の日数の合計に応じ，所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523別表  第15の２の注３  平18厚告523別表  第15の２の注４  平18厚告523別表  第15の２の注５  平18厚告523別表  第15の３の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４の２　長期入院時支援特別加算  ５　帰宅時支援加算  ６　長期帰宅時支援加算  ７　地域生活移行個別支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に，第２の１の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，共同生活援助計画等に基づき，当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し，当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に，１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に，当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては，入院した初日から起算して3月に限る。）について，１日につき，所定単位数を加算しているか。  ただし，４の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。  利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に，１月に１回を限度として，外泊期間の日数の合計に応じ，所定単位数を算定しているか。  利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に，１月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が２日を超える場合に，当該日数を超える期間について，１日につき所定単位数を加算しているか。（継続して外泊している者にあっては，外泊した初日から起算して３月に限る。）  ただし，５の帰宅時支援加算が算定される期間は，算定しない。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のト，十七のニ又は十八のホに定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助事業者等）が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して，特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，当該者に対し，３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては，当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523別表  第15の３の２の注  平18厚告523別表  第15の４の注  平18厚告523別表  第15の５の注  平18厚告523別表  第15の６の注  平18厚告551の十六のト  平18厚告551の十七のニ準用（十六のト）  平18厚告551の十八のホ  平18厚告556の九 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７の２　精神障害者地域移行特別加算 | 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み，かつ，第２の１の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，当該社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が，精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し，共同生活援助計画等を作成するとともに，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，７の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は，算定しない。 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表  第15の６の２の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８ 医療連携体制加算 | （１）医療連携体制加算（Ⅰ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。  （２）医療連携体制加算（Ⅱ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。  （３）医療連携体制加算（Ⅲ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。  （４）医療連携体制加算（Ⅳ）については，医療機関等との連携により，看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の九に定める者に対して看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の７の注１  平18厚告523別表  第15の７の注２  平18厚告523別表  第15の７の注３  平18厚告523別表  第15の７の注４  平18厚告556の五の九 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ９　通勤者生活支援加算  （介護サービス包括  型，外部サービス利  用型） | （５）医療連携体制加算（Ⅴ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に，当該看護職員１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は，算定しない。  （６）医療連携体制加算（Ⅵ）については，喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従事者が，喀痰吸引等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の７の医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合にあっては，算定しない。  （７）医療連携体制加算（Ⅶ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のリ，十七のヘ又は十八のヘに定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は，算定しない。  　指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，主として日中において，職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の７の注５  平18厚告523別表  第15の７の注６  平18厚告523別表  第15の７の注７  平18厚告551の十六のリ  平18厚告551の十七のヘ  準用（十六のリ）  平18厚告551の十八のヘ  準用（十六のリ）  平18厚告523別表  第15の８の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ９の２　障害者支援施設等感染症対策向上加算  ９の３　新興感染症等施設療養加算 | （１）障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)については，以下のアからウのいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  ア　第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。  イ　指定障害福祉サービス基準第212条の４（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下このイにおいて「協力医療機関等」という。）との間で，感染症（新興感染症を除く。（以下のこのイにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに，感染症の発生時等に，協力医療機関等と連携し適切に対応していること。  ウ　医科診療報酬点数表の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（（2）において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。  （２）障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)については，医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から，３年に１回以上，事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に，相談対応，診療，入院調整等を行う医療機関を確保し，かつ，当該感染症に感染した利用者に対し，適切な感染対策を行った上で，指定共同生活援助等を行った場合に，１月に１回，連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の８の２の注１  平18厚告523別表  第15の８の２の注２  平18厚告523別表  第15の８の３の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　福祉・介護職員処  遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11及び12において同じ。)が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる区分に応じ，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  （１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  ①　指定共同生活援助事業所の場合　２から９の３まで（２の２，２の２の２の，１の２の４，２の３及び２の５の２を除く。（２）の①，(3)の①，11の（１）の①及び11の（２）の①において同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　２の２から９の３まで(２の２の２のから９の３まで，２の４の５から２の５まで，２の８及び９を除く。（２）の②，（３）の②，11の（１）の②及び11の（２）の②において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　２の２の２のから９の３まで（１の２の３，２の５の２，２の６及び７の３を除く。（２）の③，（３）の③，11の（１）の③及び11の（２）の③において同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数  （２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  ①　指定共同生活援助事業所の場合　２から９の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　２の２の２のから９の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数  （３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  ①　指定共同生活援助事業所の場合　２から９の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表  第15の９の注  平18厚告543の四十一 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 11　福祉・介護職員等  特定処遇改善加算  12　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  （２） 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十二の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合は，次に掲げる区分に応じ，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）指定定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数  （２）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数  （３） 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  〇同上 | 平18厚告543の四十二  準用(十七)  平18厚告543の四十二の二  準用(第三号の二) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　福祉・介護職員等処遇改善加算 | （１）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（２）において同じ。）が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる区分に応じ，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３まで（２の２，２の２の２，２の２の４，２の３及び１の６の２を除く。以下この13において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３まで（２の２の２から２の３まで，２の４の５から２の５まで，２の８及び９を除く。以下この13において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３まで（２の２の３，２の５の２，２の６，７の３及び７の４を除く。以下この13において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表  　　　第15の９の注１  平18厚告543の四十一 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表  　　　第15の９の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数  ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数  ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数  チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数  リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数  ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数  ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数  ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数  　③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数  カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁  　①　指定共同生活援助事業所の場合 ２から９の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数  　②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 ２の２の２から９の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告544 | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年９月29日，厚生労働省告示第544号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |